

論 説

日韓海峡圏における越境地域協力と 地球市民教育 —海岸漂着ごみをめぐる環境教育協力の事例考察—

創価大学法学部 准教授 中山賢司

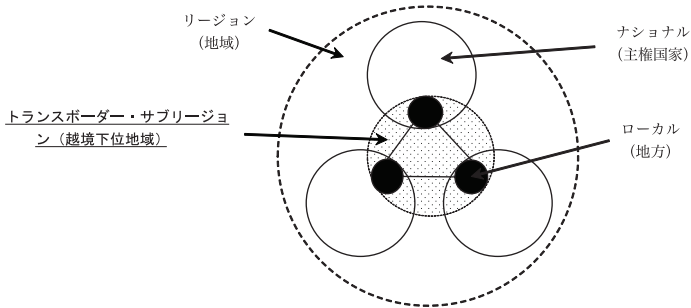
はじめに

本稿は、日韓海峡圏における越境地域協力 (Cross-Border Cooperation=CBC) について、地球市民教育 (Global Citizenship Education=GCED) の視角から事例考察を行うものである。具体的には、海岸漂着ごみをめぐる「環境教育協力」に焦点を当て、日韓海峡圏における環境教育型 CBC の実態把握と課題の抽出を行う。これにより、東アジア CBC 研究に新たな分析視角を提示するとともに、国際社会単位の組み替えの可能性に迫ることが目的である。

冷戦終焉後、世界各地で興隆してきた CBC は¹⁾、東アジアでも緩やかな深化と拡大を見せている²⁾。ただし、欧州で先行する CBC が主に陸で国境を挟んで接する地域間協力であるのに対し³⁾、東アジアで見られる CBC の多くは海に敷かれた国境線を挟む地域間協力である。1994年に発効した「海洋法に関する国際連合条約」(1982年採択)によって、これまで主権が直接及ばないとされてきた海域にも、沿岸国の主権的権利、管轄権といった排他的権限が及ぶことになった。これにより、東アジアの海の境界にも相互排他的な国境線が敷かれ、権益と勢力圏をめぐる沿岸国間の対立が1990年代から顕在化してきた。東アジアの海域を挟む CBC は、ややもすればこうした沿岸国による「再境界化 (re-bordering)」のための道具のようにも映る。

しかし他方で、CBCは国家内部のより小さな単位（地方政府、地場企業、民族など）が主体となることから、国家を行為体の基本単位とする既存の国際社会体系に修正を迫るものとしても期待されている。換言すれば、従来の国際秩序の基本にあった領域性を組み替える「脱境界化（de-bordering）」のダイナミズムであり、それが「越境下位地域（transborder subregion）」⁴⁾を生成するという期待である（図1）。実際、東アジアでは、日韓海峡圏、環黄海圏、環日本海圏、環東シナ海圏などの出現ないしは構構が喧伝されてきた⁵⁾。

図1 CBCと領域性の再編



注：実線で示した領域がナショナル（主権国家）、ローカル（地方）はその中に収まるものとして制度的存在論の次元から図示した。リージョン（地域）とトランスボーダー・サブリージョン（越境下位地域）は生成途上であり、東アジアにおいて現時点では明確に確定し得ないため破線で示した。

出所：筆者作成。

このように東アジアの海域を挟むCBCは、「再境界化」と「脱境界化」という政治・経済・社会的な力学が複雑に交差する社会現象と言える。果たして、東アジアで深化・拡大する海のCBCは、沿岸国による「再境界化」のための道具に過ぎないのか、それとも既存の国際社会単位を組み替える「脱境界化」のダイナミズムとなり得るのか。

この点、既存の東アジアCBCに関する研究は、局地経済圏研究やボーダー・スタティーズなどが主流で、地域側の主体性や既存の国際秩序を問い直すとする視点は弱い。前者は経済面に焦点を当てた生産圏・物流圏などの形成を重視し⁶⁾、後者はボーダーそのものをめぐる歴史的議論あるいはツーリス

ムを通じた地域活性化に議論が集中している⁷⁾。これに対し、社会集団のアイデンティティの多元化に注目するアプローチは、国際社会単位の組み替え現象に関心を寄せる⁸⁾。地域の個人や社会集団（非国家行為体）のアイデンティティの帰属先が所属国だけでなく、CBC やその活動空間にも向けられ、それらの相互作用（間主観）が新しい国際社会単位を創造することへの期待である⁹⁾。しかしながら、東アジア CBC にみる社会集団のアイデンティティに関する解明は、いまだ考察途上にあり、方法論をはじめとして研究上の課題は少なくない。

そこで本稿では、社会集団のアイデンティティの多元化に接近する一つの方法として、GCED を手掛かりに考察を加えてみたい。GCED は人々に多様なアイデンティティを刻印する方法論として、最近とみに注目を集め始めているからである¹⁰⁾。以下では、日韓海峡圏 CBC をケースに、GCED の一形態としての「環境教育協力」の事例考察を行う。これにより、日韓海峡圏におけるCBC の特性を一般化して描き出してみたい。

1. 分析枠組みの検討

(1) 平和学と GCED

周知の通り、1950年代に核戦略批判から出発した平和学は、1960年代後半、平和ならざる状態¹¹⁾、構造的暴力¹²⁾などの新たな概念提起を受け、1970年代を通じて、貧困・格差、人権、環境といった問題群をその対象に包摂していった¹³⁾。その後、冷戦の終焉、9・11テロなどを経て、平和学の射程は、security という術語を共有する形で安全保障研究との対話が進み、人間の安全保障 (human security) へと深化する一方で、UNESCO (国際連合教育科学文化機関) による「平和の文化 (Culture for Peace)」の提言などもあって、平和教育分野で拡大を見せてきた¹⁴⁾。

特に平和教育分野では、UNESCO を中心に、各種の国際プロジェクトが展開してきた¹⁵⁾。中でも、2002年のヨハネスブルグ・サミットで「持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development=ESD)」の

重要性が確認されたことを受け、2005年からは「国連ESDの10年（United Nations Decade of ESD=UNDESD）」が開始された¹⁶⁾。現在はその後継プログラムとして、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が世界各地で展開している¹⁷⁾。このESDと並走する形で、最近とみに注目を集め始めているのが、GCEDである。その出発点は2012年9月に潘基文国連事務総長（当時）が提起した「グローバル教育第一イニシアティブ（Global Education First Initiative=GEFI）」にある¹⁸⁾。つまり、GEFIの三つの優先分野の一つに、「地球市民性（Global Citizenship）の育成」が掲げられたのであった¹⁹⁾。これを受け、UNESCOは取組みを強化し、2013年8月に「GCEDプログラム」を開始した。そして2015年9月、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals=SDGs）」で、「万人のための質の高い教育」（目標4）を達成するためのターゲットの一つにGCEDが明記された²⁰⁾。

このように平和学の一角を担う平和教育分野では、国際理解教育、開発教育、人権教育、ESDなどを経て、現在はGCEDが中核的テーマとなりつつある。とはいえ、GCEDはその抽象性・包括性ゆえに論争的な概念であることは論を俟たない。UNESCOによる定義を確認しておけば、GCEDとは、より公正、平和、寛容、包摂、安全、持続可能な世界を実現するために、学習者が必要となる知識、技能、価値と態度を育てる枠組みを示すものであるという²¹⁾。そしてその中心的な概念は次の3つから成る。すなわち、①認識面（Cognitive）として、グローバル、リージョナル、ナショナル、ローカルな問題群、異なる国々ないしは人々における相互関係性及び相互依存性についての知識、理解、批判的思考などを獲得すること。②社会情緒面（Socio-emotional）として、人類社会全体への所属感覚、価値と責任の共有、共感、連帯、そして相違と多様性への尊重などを持つこと。③行動面（Behavioural）として、より平和的かつ持続可能な世界を築くために、ローカル、ナショナル、グローバルな次元で有効かつ責任を持った行動をとること、などである²²⁾。

(2) GCED によるアイデンティティの多元化

もとより本稿は、GCED に関する具体的な教育プログラムや教育哲学などを考察することが目的ではない²³⁾。本稿が着目するのは、前述したように、GCED が多元的アイデンティティの育成を理念に掲げている点にある。小林によれば、国連が教育の最優先課題として学習者のアイデンティティのあり方自体に踏み込んだ提言を行うのは歴史上初めてのことであり、GEFI は教育のあり方の根本的なパラダイム転換になったという²⁴⁾。GCED による「地球市民アイデンティティ」とは、決して「国民アイデンティティ」や「民族アイデンティティ」を否定するものではなく、むしろそれらを肯定しながら、人々に多元的なアイデンティティを刻印することを重視している²⁵⁾。換言すれば、「ひとつの帰属集団だけに自己を固着的に投入させるのではなく、複数の異なる、そして時には相互に矛盾するような帰属集団に自己を同時に深く関与させながら、しかもパーソナリティとしての統合を失わないような自己のあり方」を指すのが、多元的アイデンティティである²⁶⁾。

しかし、GCED が掲げるその理念の具体化は決して容易ではない。GCED はその実践面において、以下の点に留意が必要であろう。第1に、「地球市民」という西欧出自の特殊概念が孕む問題である。そもそも近代西欧における市民像は有産の名望家を指す概念であった。現代においてその意味は希薄になっているものの、西欧以外の地域における市民像は実に多様である。主権国家の成り立ちが西欧と異なる東アジア諸国を見ても、いわゆる「地球市民性」が醸成される土壤は脆弱と言わざるを得ない。「地球市民」という未だ成熟していない言説がレトリックとなって、ともすると西欧的価値を浸透させるコロニアルな実践に結び付きかねない。

第2に、教育という営みに伏在する権力性の側面である。戦時中の日本の教育勅語を例に出すまでもなく、教育は国家と国民（臣民）を媒介するものとして、時に国策連動的な権力作用として機能することは否めない。戦争に関する「個人の記憶」も、教育を通じて国家の集会的記憶、いわゆる「国民の記憶」に塗り替えられ、ナショナリズムの源泉ともなって国家間のコンフリクトを引き起こす。現在の日韓関係悪化の根底にあるものも、こうした「国民の記憶」

をめぐる「視差ビジョン (parallax vision)」²⁷⁾ に他ならない。平和・共生という目的を掲げつつも、現実にはコンフリクトのための独立変数と化してしまう教育の陥穽がここに見られる。

そして第3に、世界各地で台頭している自国優先主義やナショナリズムとの緊張関係である²⁸⁾。周知のとおり、米国トランプ大統領の自国第一主義、英国の欧州連合 (EU) 離脱、各地での移民排斥など、現代世界では自国家へのアイデンティファイを強める復古主義的な動きが活発である。この潮流の中で、「地球市民アイデンティティ」という理念が色褪せ、実践の段階において骨抜きになりかねない。

GCED が孕むこうした問題性を克服し、多元的アイデンティティの育成という本来の理念を堅持するためには何が求められるのか。この点、UNESCO は、GCED が掲げる概念と現地 (ローカル) の概念との共通性、連関性を強調している²⁹⁾。だが、GCED による理念とその普遍性の解明は難事業であり、ESD との関係性も含め、具体像は判然としていない。思うに、GCED による多元的アイデンティティの育成という理念の背景には、UNESCO が主張してきた「学習の4本柱」のうちの「共に生きることを学ぶ」(Learning to live together, Learning to live with others) という「共生」観があると思われる³⁰⁾。だとすれば、この「共生」という理念に伏在する権力性・排他性(「他者否定・自者肯定」の論理)を炙り出した環日本海圏研究の先達・渋谷武の論が想起される。ここに、GCED が孕む問題との共通性とその克服の途が浮き彫りになる。渋谷はこの「共生」を超克する理念として、「他者肯定」という積極的な主体性を媒介とした「他者肯定・自者肯定」という「協生」観を打ち出した³¹⁾。GCED が孕む問題性を克服する一つとして、渋谷による「協生」観が導きの糸となり得るのではないだろうか。

(3) 「協生」の環境教育協力

渋谷の「協生」観と最も親和的な分野が、本稿が着目する「国境を超えた環境教育協力」に他ならない。なぜならば、環境問題は多くの場合、ローカル、ナショナル、リージョナル、グローバルな問題が相互に深く関連し、複雑な因

果関係の網のなかにある³²⁾。したがって、環境教育は、加害者を迫及する排他的な「犯人捜し」という要素（他者否定・自者肯定）よりも、双方向の因果性を理解し、内省を促す要素（他者肯定・自者肯定）を強くもつ。しかもその因果性の対象は対人間だけでなく、対自然をも含む生命の相関性への洞察とつながる。さらに言えば、過去・現在・未来という時間軸を紡ぐものともなる。だからこそ、環境教育型の CBC は、ローカル次元からの「協生」の具体的展開となり、多元的アイデンティティの刻印という GCED 本来の理念と親和的となる³³⁾。

中でも、海岸漂着ごみ問題は、自然環境の破壊のみならず、漁業への被害、景観の悪化、さらに人々の生活や健康を脅かす問題であり³⁴⁾、近年重要な政策課題に浮上している³⁵⁾。海洋ごみによって被害を受ける地方自治体にとっては対策が急務であり、多様な主体の参加³⁶⁾、国境超えた連携・協力が不可避である³⁷⁾。したがって、海岸漂着ごみをめぐる環境教育協力は、「協生」のための実践としても格好の題材であろう。

とはいえ、以上の分析視角はこれまで国際関係論分野では手つかずの課題であり、特に東アジアにおける環境教育型 CBC については、その実態把握や意義の解明などはほとんど積み残されてきた。そこで以下では、日韓海峡圏の CBC をケースに、海岸漂着ごみの環境教育協力に焦点を当て、実態把握と特徴の抽出を行いたい。以下、日韓海峡圏の CBC を複数の地方単位からなるマルチラテラルな CBC と、2つの地方単位からなるバイラテラルな CBC とに分けて事例考察を行う。

2. 日韓海峡圏のマルチラテラルな CBC

(1) 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議の特徴

まず、日韓海峡圏のマルチラテラルな CBC としては、「日韓海峡沿岸県市道交流知事会議（以下、日韓海峡知事会議）」がある。日韓海峡知事会議は、地理的・歴史的に深い関係にある九州北部三県（福岡県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸一市三道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）と

の間で1992年8月25日に発足した³⁸⁾。両地域の発展と緊密な友好関係を促進することを目的に、毎年1回首長が一堂に会し、意見交換や情報交流を行う「政策対話」の場を輪番制で開催してきた(表1)。加えて、水産、環境、青少年、観光といった幅広い分野で「共同交流事業」を実施してきた(表2)。

日韓海峡知事会議の特徴を挙げれば、以下の4点に整理できる。第1に、日韓関係の悪化という政治状況に左右されることなく、首長同士の対話が継続してきたことである。2012年8月に李明博韓国大統領(当時)が竹島/独島を訪問し、日韓関係が急速に悪化した際も、その2か月後の10月には慶尚南道昌原市で第21回会議が開催された。また2018年秋以降、元徴用工らへの賠償を日本企業に命じた韓国大法院判決を機に日韓関係が悪化する中であっても、同年11月には釜山広域市で第27回会議、翌2019年12月には長崎県で第28回会議が開催されている。こうしたローカル次元の主体性に基づくトップ交流および実務者交流が、国家間関係のレジリエント(復元力)に果たす役割は小さくはないだろう³⁹⁾。

第2に、公式の地域間協定や常設事務局などを持たない緩やかな対話型フォーラムという点である。東北アジア6ヶ国78広域地方政府が参加する「北東アジア地域自治体連合(The Association of North East Asia Regional Governments=NEAR)」が憲章(地域間協定)を持ち、常設事務局(慶尚北道浦項市)を構えているのは対照的である⁴⁰⁾。日韓海峡知事会議は、参加自

表1 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議の経緯

回	開催年月	開催場所	回	開催年月	開催場所
第1回会議	1992年8月	済州道済州市	第15回会議	2006年9月	全羅南道靈岩郡
第2回会議	1993年6月	佐賀県嬉野町	第16回会議	2007年10月	佐賀県唐津市
第3回会議	1994年9月	釜山直轄市	第17回会議	2008年10月	済州特別自治道済州市
第4回会議	1995年8月	長崎県佐世保市	第18回会議	2009年10月	山口県山口市
第5回会議	1996年9月	慶尚南道昌原市	第19回会議	2010年11月	釜山広域市
第6回会議	1997年3月	福岡県北九州市	第20回会議	2011年12月	長崎県長崎市
第7回会議	1998年9月	光州広域市	第21回会議	2012年10月	慶尚南道昌原市
第8回会議	1999年9月	佐賀県唐津市	第22回会議	2013年11月	福岡県
第9回会議	2000年9月	済州道西帰浦市	第23回会議	2014年11月	全羅南道
第10回会議	2001年9月	山口県下関市	第24回会議	2015年10月	佐賀県
第11回会議	2002年11月	釜山広域市	第25回会議	2016年11月	済州特別自治道
第12回会議	2003年9月	長崎県佐世保市	第26回会議	2017年11月	山口県長門市
第13回会議	2004年11月	慶尚南道昌原市	第27回会議	2018年11月	釜山広域市
第14回会議	2005年11月	福岡県福岡市	第28回会議	2019年12月	長崎県長崎市

出所: <https://japan-korea-strait.8.org/> (2019年5月2日アクセス)、長崎県ホームページなどを基に筆者作成。

治体数が限定的で、地理的・政治制度的な凝集性が強いが故に、組織化よりも実質的協力の深化に注力していると思われる。

第3に、交流・協力事業の中でも環境分野に重点が置かれていることである。第1回会議（1992年）で「環境技術交流事業」がスタートを切り、第14回会議（2005年）で「親環境農業交流事業」、第17回会議（2008年）で「自然環境学習事業」、そして第18回（2009年）で「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事

表2 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議における交流事業一覧

交流事業名	合意会議・年	目的	実施期間
水産関係交流事業	第1回会議 (1992年)	漁業資源の共同調査、養殖技術の共同研究、漁民の安全操業に係る情報の交換等の交流により、両地域間の相互理解と友好を深める	1993年～現在
環境技術交流事業	第1回会議 (1992年)	酸性雨共同調査研究、河川水質生物検定共同調査、環境技術職員の交流などに取り組む	1993年～現在
青少年交流事業（旧）	第1回会議 (1992年)	青少年の相互理解を深めるため、高校生が毎年交互に日韓を訪問し交流する	1993年～2006年
広域観光協議会事業	第2回会議 (1993年)	両地域への誘客促進と両地域間の相互交流の促進を目的	1994年～現在
研究機関共同研究事業	第2回会議 (1993年)	研究機関が連携して、情報の交換や共同研究に取り組み、日韓海峡圏の繁栄に寄与	1994年～1998年 *1999年以降は民間交流に移行
経済交流促進事業	第2回会議 (1993年)	両地域の経済交流を促進し、相互理解と友好を深めること	1994年～2010年
住民親善イベント事業	第3回会議 (1993年)	スポーツ、文化イベントなどの共同開催により、住民の連帯感を醸成し、交流領域を拡大	1995年～2007年
地域振興団体交流支援事業	第4回会議 (1995年)	民間の女性団体がフォーラムや施設見学などの交流を通して相互理解と友好を深める	1997年～2000年 *2001年以降は自主交流に移行
地域伝統工芸交流事業	第5回会議 (1996年)	各地域の特色ある伝統工芸品の交流を通じて、相互理解と地域の活性化に寄与	1997年～2005年
日韓交流史理解促進事業	第8回会議 (1999年)	歴史認識の共有化・両国民の相互理解をめざし、日韓の友好交流を学術面から推進	2001年～2005年
親環境農業交流事業	第14回会議 (2005年)	親環境農業（環境保全型農業）に関する実務者レベルでの情報交換	2006年～2009年
人獣共通伝染病情報伝達	第14回会議 (2005年)	人と動物に共通する伝染病に関して情報交換体制の構築	2006年
自然環境学習事業	第17回会議 (2008年)	ラムサール条約締約国会議に合わせ、子供たちに同会議への参加を含む自然の保護と活用に関する体験プログラムを実施	2008年～2012年
若者文化交流事業		若者の間に感性や価値観を共有する共通の若者文化が発展しつつあり交流	2007年～2012年
日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事業	第18回会議 (2009年)	海岸漂着ごみが地球環境に与える影響に鑑み、海の環境美化に対する意識啓発を図るため	2010年～現在
青少年交流事業	第20回会議 (2011年)	次世代を担う中学生が、発表と対話を通じて互いの地域を理解し、交流を促進すること	2013年～現在
グローバル人材育成事業	第22回会議 (2013年)	互いの違いや多様性を認め尊重し合う気持ちを養うと同時に、高い志・幅広い視野を有する人材の育成	2016年～現在

注：網掛けは、環境分野の交流事業を指す。

出所：<https://japan-korea-strait8.org/>（2019年5月2日アクセス）を基に筆者作成。

業」へと広がった（表2参照）。

そして第4に、感染症に関する情報交換システムが整備されている点である。具体的には、2006年の第14回会議において、「人獣共通伝染病情報（高病原性鳥インフルエンザやウエストナイル熱）の伝達に係る実施要領」が制定され、人獣共通感染症が発生した場合に速やかに情報伝達を行うことが決められた。実際、2008年4月、韓国で高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型・強毒タイプ）が発生した際、同要領に則り、韓国側（釜山広域市）から情報伝達がなされた。また翌2009年3月、愛知県豊橋市のうずら飼養農家において高病原性鳥インフルエンザ（H7N6亜型・弱毒タイプ）が発生した際には、韓国側（釜山広域市）への情報伝達が行われた⁴¹⁾。このように感染症に関する越境ガバナンスの土台を構築している点は画期的であり、ローカル次元におけるパートナーシップの先駆的モデルとも言い得るだろう。

（2）海岸漂着ごみをめぐるマルチラテラルな CBC

以上見てきた日韓海峡知事会議の諸活動の中でも、特に「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事業」は注目に値する。同事業の目的は、海岸漂着ごみが地球環境に与える影響に鑑み、海の環境美化に対する意識啓発を図ることにある⁴²⁾。地域住民や漁協関係者のほか、小中学校の生徒、大学の学生・留学生などがボランティアとして参加する体験活動を通じた環境教育型の CBC である。同事業は第18回会議（2009年）で採択され、翌2010年以降、日韓それぞれの「海の日」の間で実施されてきた（5月31日（韓国）～7月18日（日本））。

同事業が開始された背景には、2009年に日本で海岸漂着物処理法が成立し、漂着物の処理が海岸管理者の責任と明記され、その大部分を国や県が負うことになったことがある。同法第26条で「環境教育の推進」が謳われ、同法に基づく基本方針では「体験活動を通じて環境教育の効果を高めるという視点が大切」とされた⁴³⁾。同法の制定過程には地方自治体や環境 NGO などが深く関わり、議員立法として成立したことから⁴⁴⁾、ローカル次元のイニシアティブと見てよいだろう。

同事業の成果をいくつかの指標から概観しておく（図3）⁴⁵⁾。まず、同事業

の実施箇所数は、2010年以降、概ね増加傾向にある。2018年は8県市道全体で407箇所に入った。自治体別で見ると、日本側は長崎県が130箇所、山口県が94箇所、福岡県が28箇所、佐賀県が7箇所であるのに対し、韓国側は全羅南道が65箇所、慶尚南道が64箇所、済州特別自治道が14箇所、釜山広域市が5箇所などである。

次に、海岸漂着ごみの回収量は、2010年に8県市道全体で1,000トンに満たなかったのが、2016年、2017年には8,000トンを超すまでに急増している。ただし、2018年には1,643トンへと急減した。この要因は主として韓国側自治体での回収量が減少したことが影響している（済州特別自治道を除く）。2017年の韓国側自治体の回収量は、慶尚南道が4,379トン、釜山広域市が2,338トン、全羅南道が1,400トンであったのに対し、2018年は慶尚南道が340トン、全羅南道が299トン、釜山広域市が39トンへと大幅に減少した。とはいえ、全国の会場でクリーンアップキャンペーンを展開している一般社団法人 JEAN が2014年秋に実施した事業（176会場）のごみ回収量（約17トン）と比較すれば⁴⁶⁾、著しく大きな成果を残したことになる。

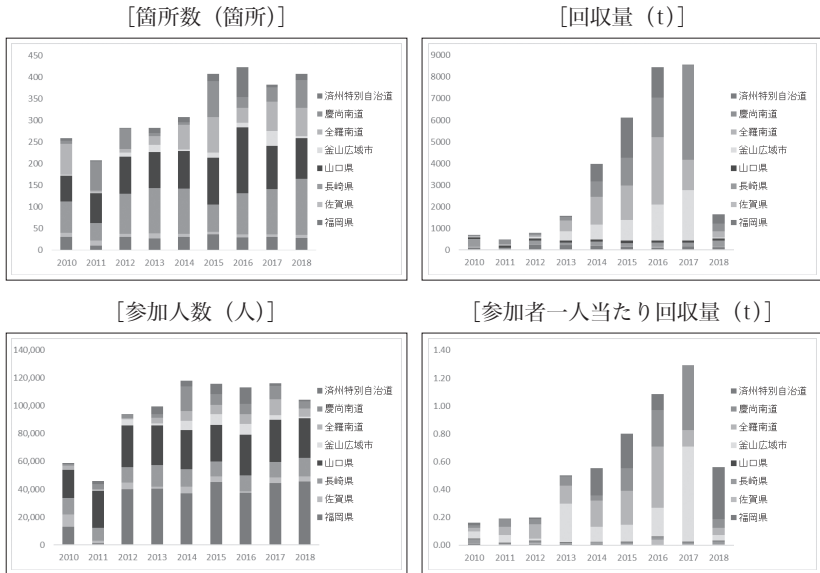
同事業への参加人数を見ると、2010年に8県市道全体で6万人程度であったものが、2014年以降は10万人を超える数で推移している。回収量が急減した2018年も、参加人数は8県市道全体で10万4,398人に入った。自治体別では、日本側は福岡県が45,476人、山口県が28,589人、長崎県が13,322人、佐賀県が3,806人であるのに対し、韓国側は全羅南道が5,666人、慶尚南道が5,390人、済州道特別自治道が1,150人、釜山広域市が999人とどまるなど、日本側自治体のほうが多い傾向にある。

以上のデータから参加者一人当たり回収量を算出すれば（2018年）、日本側は長崎県が22kg、福岡県、佐賀県、山口県がいずれも3kgであるのに対し、韓国側は済州特別自治道が375kg、慶尚南道63kg、全羅南道53kg、釜山広域市39kgに上る。参加者一人当たりの回収量は、韓国側が日本側を凌駕している。

このように、漂着ごみ回収活動の参加人数、効果性（参加者一人当たり回収量）などの点で、日本側と韓国側とで若干の違いが見られた。とはいえ、日韓海峡圏における環境教育の体験活動がこれだけの規模で継続的に行われてきた

ことは刮目に値する。地方自治体の財政的な事情で市民や学生のボランティアに頼らざるを得ないという消極的な側面があるとしても、国家間対立を横目に、ローカル・イニシアティブに立脚した環境教育協力が行われてきたのであった。

図3 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事業の箇所数、回収量、参加人数、一人当たり回収量の推移



出所：<https://japan-korea-strait8.org/> (2019年5月2日アクセス) を基に筆者作成。

3. 日韓海峡圏のバイラテラルな CBC

(1) 日韓海峡圏の姉妹都市提携

次に、日韓海峡圏のバイラテラルな CBC として、姉妹都市交流がある。日韓海峡圏における広域自治体および基礎自治体のすべての姉妹都市提携を整理したのが、表3である。図4は、これらの提携関係を一本の線としてそれぞれ地図上にプロットしたものである。ここで日韓海峡圏の範囲は、日本では福岡県、佐賀県、長崎県、山口県、韓国では釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済

州特別自治道である。

日韓海峡圏における姉妹提携第1号は、1976年10月11日に締結された山口県下関市と釜山広域市との提携である。その後、80年代に4件、90年代に5件、2000年代に4件、2010年代に5件が結ばれ、計19件に上っている。日韓の〈周縁〉でこれだけ多くの姉妹都市関係が結ばれ、日韓関係を下支えしていることは注目できるだろう。

これらのうち広域自治体同士の姉妹提携は、上述した日韓海峡知事会議の取り組みとも重なっている（山口県—慶尚南道、佐賀県—全羅南道、長崎県—釜山広域市）。他方で、下関市と釜山広域市、福岡市と釜山広域市の両姉妹都市関係は、主に環黄海圏における都市間ネットワーク「東アジア経済交流推進機構（The Organization for the East Asia Economic Development=OEAED）」（旧「環黄海圏都市会議」）⁴⁷⁾の中で展開していることから、ここでは捨象した。

表3 日韓海峡圏における姉妹都市提携一覧

締結年月日	日本側		韓国側	
	広域自治体	提携自治体	提携自治体	広域自治体
1987年6月26日	山口県	山口県	慶尚南道	慶尚南道
1976年10月11日	山口県	下関市	釜山広域市	釜山広域市
2009年11月16日	山口県	山口市	昌原市	慶尚南道
2003年6月18日	山口県	萩市	霊岩郡徳津面	全羅南道
1989年10月24日	福岡県	福岡市	釜山広域市	釜山広域市
2012年5月3日	福岡県	八女市	巨濟市	慶尚南道
1991年12月3日	福岡県	宗像市	西帰浦市城山邑	済州特別自治道
1992年4月22日	福岡県	宗像市	金海市	慶尚南道
2011年1月25日	佐賀県	佐賀県	全羅南道	全羅南道
1998年10月9日	佐賀県	佐賀市	蓮堤区	釜山広域市
1994年9月14日	佐賀県	唐津市	西帰浦市	済州特別自治道
1982年3月5日	佐賀県	唐津市	麗水市	全羅南道
1997年1月22日	佐賀県	鹿島市	高興郡	全羅南道
2009年7月25日	佐賀県	玄海町	機張郡	釜山広域市
2014年3月25日	長崎県	長崎県	釜山広域市	釜山広域市
2013年8月2日	長崎県	佐世保市	西区	釜山広域市
1986年5月16日	長崎県	対馬市	影島区	釜山広域市
2007年5月18日	長崎県	雲仙市	求礼郡	全羅南道
2010年10月20日	長崎県	波佐見町	康津郡	全羅南道

注：網掛けは、広域自治体同士の姉妹提携を指す。

出所：http://www.clair.or.jp/index.html（2019年5月3日アクセス）より筆者作成。

図4 日韓海峡圏における姉妹都市提携状況



注：点線は、対馬市と釜山広域市影島区との姉妹提携を指す。
 出所：筆者作成。白地図は下記 URL より取得した。

<http://www.freemap.jp/item/asia/korea.html>, <http://www.freemap.jp/item/region/kyusyu.html>
 (2019年5月3日アクセス)。

(2) 海岸漂着ごみをめぐるバイラテラルな CBC

以上の姉妹都市関係の中で、海岸漂着ごみに関する取り組みを行ってきたのが、長崎県対馬市を中心とするケースである。対馬はそもそも韓国からわずか49.5キロメートルの国境の島で⁴⁸⁾、対馬海流や冬の季節風に押され北西部の海岸には大量のごみが漂着する⁴⁹⁾。環境省による調査(2016年度)では、漂着したペットボトルの表記言語の割合をみると、韓国由来が40%、中国由来が17%、日本由来が13%であったという⁵⁰⁾。対馬は、文字通り、「漂流ゴミの防波堤」とも言える状況で、その回収や処理が大きな課題となってきた⁵¹⁾。環境省も2007年に同市の海岸をモデル地域に指定し、漂着ごみ対策を推進してきた。

こうした中で対馬市は、釜山広域市の大学生と共同で漂着ごみの回収作業に取り組んできた。具体的には、2003年に釜山広域市の東亜大学の学生ボランティアと対馬市民による海岸清掃事業を行ったのが最初である。同事業のきつ

かけは、韓国から対馬市に来ていた国際交流員が任期終了後、深刻化する対馬の漂着ごみ問題に対して自分ができるは何かと考え、大学の後輩を連れてきたのが始まりという⁵²⁾。2006年からは長崎県と対馬市の共同事業として、「日韓学生つしま会議」が3年間に亘って開催され、両国学生らによる海岸清掃事業が行われた。第1回日韓学生つしま会議（2006年）に参加したのは、韓国から181名（釜山外国語大学校132名、東亜大学校49名）と、日本から137名（長崎大学等135名）の学生たちであった⁵³⁾。その後、2008年以降は、対馬市と釜山外国語大学校の主催で「日韓市民ビーチクリーンアップ事業」が毎年行われている。以上の取り組みは、厳密に言えば、対馬市が姉妹提携を結ぶ釜山広域市影島区との交流活動ではない。しかし、対馬市が長崎県と連携して釜山広域市の大学と一緒に取り組んできたことから、対馬市と釜山広域市とのバイラテラルな CBC と見てよいだろう。

このほか、2013年からは、対馬市と一般社団法人対馬 CAPP（旧「美しい対馬の海ネットワーク」）が主催する「日韓海岸清掃フェスタ in 対馬」も行われている⁵⁴⁾。また、長崎県と釜山広域市が主催する「海ごみ交流事業」もある。長崎県内離島・本土（長崎県、対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町）の学生、NPO（一般社団法人 JEAN）、行政関係者などが連携するほか、韓国（釜山広域市、全羅南道）からの参加者との協働で実施されている。2016年度は、韓国からの参加者が18名（大学生9名、高校生3名、NGO等6名）、日本からの参加者が91名（大学生7名、高校生33名、NGO・NPO等51名）で計109名に上ったという⁵⁵⁾。

このように対馬市の取り組みは、長崎県、釜山広域市といった広域自治体の支援を受けつつ、大学や NGO・NPO との協働を図りながら、多様な形で展開してきた。規模の面では「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事業」よりも小さいが、対馬市の市民と釜山広域市の市民（大学生）との交流を中心に、両地域の人々が一緒になって体験活動を行ってきた点に特徴がある。処理費用にかかる財政的支援などの点で国の政策誘導があったとはいえ、ローカル次元によるイニシアティブと見てよいだろう。近年では、ESD 環境教育と関連づけた取り組みとしても深化しているという⁵⁶⁾。

以上の対馬市と釜山広域市との CBC を、上述した渋谷による「協生」観から解釈してみれば、次のようになるだろう。対馬市が釜山広域市の学生への教育を提供することで学生たちの生活拡大（経験や知識の獲得など）が図られ（他者肯定）、その帰結として、意識啓発によるごみの発生抑制と対馬に対する愛着の醸成などが進む（自者肯定）。他方で、釜山広域市の学生ボランティアが対馬の海岸漂着ごみの清掃活動に参加することで対馬の人々の生活拡大（環境質の改善など）が図られ（他者肯定）、その帰結として、意識啓発によるごみの発生抑制と釜山に対する愛着などが醸成される（自者肯定）。こうした「他者肯定」から始まる時間的な関係性にこそローカル次元からの「協生」の具体像がある⁵⁷⁾。ここに、多元的アイデンティティの刻印という GCED 本来の理念を具体化するシナリオを描くことができるだろう。

おわりに — 「脱境界化」のダイナミズムとしての CBC

本稿では、これまで物流、観光など経済面に限定した切り口が多かった日韓海峡圏の CBC 研究に対し⁵⁸⁾、平和学の一角として展開する GCED を手掛かりに、日韓海峡圏における環境教育協力の事例考察を行った。考察結果から見てきたことは、日韓海峡圏では2000年代半ば以降、海岸漂着ごみをめぐる環境教育型の CBC が、ローカル・イニシアティブによって継続的に行われてきたことである。特にマルチラテラルな CBC では、実施箇所数、回収量、参加人数などいずれもが増加傾向にある。これらの環境教育型 CBC は、体験学習を通じて⁵⁹⁾、双方向の因果性への理解と内省のモーメンタムとなって、地域の人々に多元的アイデンティティを刻印していく。それは「他者肯定・自者肯定」という「協生」観の具体像と言えるものでもあり、GCED が孕む問題性を克服するシナリオの一つとして一般化できるだろう。かくして、日韓海峡圏における環境教育型の CBC は、従来の国際社会単位を組み替える「脱境界化」のダイナミズムの一つとなって越境下位地域を生成していくことが予測される。

ただし本稿の分析は、日韓海峡圏における環境教育協力の実態を、地方政府

の行動様式という観点から記述・推論したに過ぎず、地域の人々のアイデンティティの深層やその動態を十分に検証するには至っていない。日韓海峡圏における「脱境界化」のダイナミズムを検証するためには、地域住民の意識調査や聞き取り調査を含め、社会集団のアイデンティティの深層により接近していくことが今後の課題である。とはいえ、権益と勢力圏をめぐって対立が本格化している東アジアの海の境界で、「協生」を目的とした環境教育型 CBC が進む実態とその特徴を明らかにした本稿の意義は決して小さくはない。

注

- 1) Hidetoshi Taga and Seiichi Igarashi, eds., *The New International Relations of Sub-Regionalism: Asia and Europe*, London: Routledge, 2019.
- 2) 詳しくは、中山賢司「東アジアの越境地域協力 (CBC) —〈周縁〉の国際行為体化」(佐藤幸男・森川裕二・中山賢司編『〈周縁〉からの平和学—アジアを見る新たな視座』昭和堂、2019年) 287-310頁を参照されたい。
- 3) 欧州の CBC については、高橋和「欧州における下位地域協力の展開 — 近代国家体系への挑戦」(百瀬宏編『変貌する権力政治と抵抗—国際関係における地域』彩流社、2012年) 151-172頁が参考になる。
- 4) Xiangming Chen, 2005. *As Borders Bend: Transnational Spaces on the Pacific Rim*, Lanham: Rowman and Littlefield Publisher, 2005, p. 10.
- 5) 多賀秀敏・五十嵐誠一編『東アジアの重層的サブリージョンと新たな地域アーキテクチャ』(勁草書房、2020年)。
- 6) 渡辺利夫編『局地経済圏の時代 — ぬりかわるアジア経済地図』(サイマル出版会、1992年)、Edward K. Y. Chen and C. H. Kwan, eds., *Asia's Borderless Economy: the Emergence of Subregional Economic Zones*, St Leonards: Allen & Unwin, 1997, Won Bae Kim, Yue-Man Yeung, Sang-Chuel Choe, eds., *Collaborative Regional Development in Northeast Asia*, Chinese UnivPr, 2011.
- 7) 岩下明裕「進化するボーダースタディーズ — 私たちの現場とツーリズム」(『境界研究』第9号、2019年) 91-112頁、同『入門 国境学 — 領土、主権、イデオロギー』(中央公論新社、2016年) など。
- 8) 例 えば、Glenn D. Hook, “Japan and Micro-regionalism: Constructing the Japan Sea Rim Zone,” in Yoshinobu Yamamoto, eds, *Globalism, Regionalism and Nationalism*, Blackwell Publishers, 1999, pp. 126-141 など。
- 9) 中山、前掲論文。同拙稿では、東アジアの CBC を、〈周縁〉の行為体の〈周縁〉の視点から生まれた政策意識によって、非国家行為体同士の間主観が構築され、さらにネットワークとして可視化したものと論じた。
- 10) 小林亮「ユネスコの地球市民教育に関する心理学的分析 — 多元的アイデンティティの形成課題をめぐって」(『論叢 (玉川大学教育学部紀要)』、2016年) 1-18頁。

- 11) Sugata Dasgupta, "Peacelessness and Maldevelopment: A New Theme for Peace Research in Developing Nations," in International Peace Research Association, *Proceedings of the International Peace Research Association 2nd Conference*, Assen, Vam Gorcum, 1968, Vol.II, p. 19.
- 12) Johan Galtung, "Violence, Peace, and Peace Research," *Journal of Peace Research*, Vol.6, No.3, 1969, pp.167-191.
- 13) 多賀秀敏「平和学の最前線」(山本武彦編『国際関係論のニューフロンティア』成文堂、2015年) 52頁。
- 14) 同上、65-68頁。
- 15) その嚆矢は UNESCO が1947年に提唱した「国際理解教育 (Education for International Understanding=EIU)」にある。EIU は、第二次世界大戦への反省から、相互理解、東西理解、国連理解などを柱に、世界各地で展開されてきた。
- 16) ESD は日本が提唱した概念である。現代社会の諸課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことを言う。「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」(2006年3月30日決定、2011年6月3日改訂「国連持続可能な開発のための10年」関係省庁連絡会議)。
- 17) GAP の優先分野としては、政策的支援、機関包括的アプローチ、教育者、ユース、地域コミュニティなどが挙げられている。 <https://en.unesco.org/themes/education-sustainable-development> (2019年5月3日アクセス)。
- 18) GEFI 以前に提起されていた各種の議論がその下地になっていると思われる。例えば、Oxfam, *A Curriculum for Global Citizenship Oxfam's Development Education Programme*, Oxfam, 1997、池田大作「『地球市民』教育への一考察」(1996年6月14日、米国コロンビア大学ティーチャーズ・カレッジ講演、『聖教新聞』1996年6月16日付所収) など。
- 19) <http://www.unesco.org/new/en/gefi/home/> (2019年5月3日アクセス)。
- 20) SDGs のターゲット4.7において、2030年までに持続可能な開発を促進するために必要な知識やスキルを、全ての学習者が得られるようにすることとされた。具体的には、持続可能な開発、持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和・非暴力の文化の促進、地球市民、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献に対する認知などに関する教育を通じたものとされた。
- 21) UNESCO, *Global Citizenship Education: Preparing Learners for the Challenges of the 21st Century*, UNESCO, 2014, p. 8.
- 22) UNESCO, *Global Citizenship Education; Topics and Learning Objectives*, UNESCO, 2015, p. 15.
- 23) 教育プログラムについては、UNESCO, *Preparing Teachers for Global Citizenship Education: A Template*, UNESCO, 2018, Oxfam, *Education for Global Citizenship:*

- A Guide for Schools*, Oxfam, 2015, Oxfam, *Global Citizenship in the Classroom: A Guide for Teachers*, Oxfam, 2015 などが参考になる。教育哲学的な視座から「世界市民の教育学」を探究したものとしては、矢野智司『歓待と戦争の教育学——国民教育と世界市民の形成』（東京大学出版部、2019年）を挙げておく。
- 24) 小林亮『ユネスコスクール——地球市民的教育の理念と実践』（明石書店、2014年）97頁。
 - 25) 同上、95頁。
 - 26) 小林、前掲論文、8頁。
 - 27) 「視差ビジョン」とは、カミングス（B. Cumings）がアジアにおける冷戦の起源を論じる際に提起した概念で、見る人の位置の変化から結果的に生じる客体の外観の変化を指す。Bruce Cumings, *Parallax Visions: Making Sense of American-East Asian Relations*, Durham, NC: Duke University Press, 1999. 同概念を用いて日韓の竹島／独島領有権紛争を論じたものとして、Heonik Kwon, “Parallax Visions in the Dokdo/Takeshima Disputes,” in Mikyoung Kim and Barry Schwartz, eds., *Northeast Asia's Difficult Past: Essays in Collective Memory*, Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2010（権憲益「独島・竹島紛争における視差ビジョン」金美景・B・シュウォルトツ編／千葉眞監修／稲正樹・福岡和哉・寺田麻佑訳『北東アジアの歴史と記憶』勁草書房、2014年）がある。
 - 28) UNESCO が2018年に発表したペーパーは、このテーマを掲げている。UNESCO, *Global Citizenship Education and the Rise of Nationalist Perspectives: Reflections and Possible Ways forward*, UNESCO, 2018.
 - 29) UNESCO, *Global Citizenship Education: Taking it Local*, UNESCO, 2018.
 - 30) 「GCED に関する UNESCO フォーラム」（2013年12月、タイ・バンコク）に参加した佐藤によれば、当該フォーラムにおける GCED の位置づけは、「共に生きることを学ぶ」を具体化する取り組みという点に特徴があったという。佐藤直久「地球市民性（GCE）に関する UNESCO フォーラムにおける成果と考察」（『環境教育』第23巻第3号、2014年）127頁。
 - 31) 渋谷武「協生の哲学：他者肯定・自者肯定の政治」（多賀秀敏編『国境を越える実験：環日本海の構想』有信堂、1992年）185-214頁、渋谷武『“きょうせい”変化考覚書』2002年、森川裕二『東アジア地域形成の新たな政治力学——リージョナリズムの空間論的分析』（国際書院、2012年）などを参照されたい。
 - 32) 日中韓の環境問題における因果関係については、寺西俊一監修・東アジア環境情報発電所編『環境共同体としての日中韓』（集英社、2006年）が詳しい。
 - 33) GCED をいち早く提唱してきた池田は、GCED プログラムの骨格に据えることが望ましい観点の一つに、「グローバルな危機が悪化する前に、それらの兆候が表れやすい足元の地域において、その意味を敏感に察知し、行動を起こしていくための力をエンパワーメントで引き出しながら、連帯して問題解決にあたることを促す教育」を挙げた。池田大作「地球革命へ価値創造の万波を」（第39回 SGI の日記念提言、『聖教新聞』2014年1月26、27日付所収）。本稿が GCED の一つ

- として環境教育型 CBC に着目したことと通低している。
- 34) 小島あずさ・眞淳平『海ゴミ — 拡大する地球環境汚染』(中央公論新社、2007年)、浅野一弘「危険な海岸漂着物 — 地方自治体の認識 —」(『経済と経営』第44巻第1号、2014年) 15-23頁など。
 - 35) 2015年6月のG7サミットでマイクロプラスチックを含む海洋ごみが世界的な問題であることが確認されたことを受け、2018年6月のG7サミットでは「海洋プラスチック憲章」が承認された。ただし、日本と米国は同憲章への承認を見送っている。中野かおり「プラスチックごみをめぐる最近の動向 — 海洋プラスチックごみ問題への取組 —」(『立法と調査』第406号、2018年) 48-57頁。
 - 36) 清野は、海岸漂着ごみ問題解決のための発生抑制には、市民一人ひとりの行動や選択が必要であるとして、「市民科学」の重要性を指摘している。清野聡子「九州西部沿岸における地域特性に応じた海岸漂着ごみへの対応と多様な主体の参加」(『水資源・環境研究』第31巻第1号、2018年) 34-41頁。
 - 37) 漂着ごみが国境を超えた問題であることを東アジア圏域で検証したものととして、藤枝繁・小島あずさ「東アジア圏域における海岸漂着ごみの流出起源の推定」(『沿岸域学会誌』第18巻第4号、2006年) 15-22頁がある。
 - 38) 1999年に日本から山口県が加わり、日韓海峡知事会議は現在の8県市道の陣容となった。<https://japan-korea-strait8.org/> (2019年5月3日アクセス)。
 - 39) この論点に関し、竹島／独島領有権紛争をケースに考究したものととして、中山賢司「環日本海圏におけるサブリージョン協力と竹島／独島領有権紛争」(多賀・五十嵐編、前掲書) 123-143頁がある。
 - 40) NEAR については、中山賢司『東北アジア・サブリージョンにおける内発的越境ガバナンス』(早稲田大学出版部、2015年)を参照されたい。
 - 41) <https://japan-korea-strait8.org/list/jinjyu/> (2019年5月3日アクセス)。
 - 42) <https://www.japan-korea-strait8.org/list/seisou/> (2019年5月2日アクセス)。
 - 43) 宗像優「海洋ごみ問題をめぐる政治・行政の対応」(宗像優編『環境政治の展開』志學社、2016年)、315-317頁。
 - 44) 同上、300-306頁。
 - 45) <https://japan-korea-strait8.org/> (2019年5月2日アクセス)。
 - 46) JEAN『2014 JEAN 年間活動&クリーンアップキャンペーンレポート』2015年3月、24-36頁。
 - 47) <http://oeaed.org/> (2019年5月3日アクセス)。
 - 48) 阿比留正臣「国境の島の国際交流 — 朝鮮通信使を掘り起こした対馬市の試み」(神田外国語大学第31回 GCI 講演会、2015年6月12日)。
 - 49) 環境省が2010年度から2014年度に実施した海洋ごみ調査によれば、数量では下関市(約4.7万個)に次いで対馬市が2番目(約3.2万個)、重量(累計)では対馬市(約6万トン)がトップとなった。
 - 50) 環境省海洋環境室「環境省における対策について」2019年1月25日。
 - 51) 脇本啓喜、三原伊文、三原叶也「対馬市における海洋・海岸汚染の現状と課題及び展望について」(『日本マリンエンジニアリング学会誌』第49巻第2号、2014年)

- 8頁。
- 52) <https://jn.lush.com/article/tsushima-ocean-plastics-without-borders-2> (2019年5月3日アクセス)。
- 53) 『広報つしま』2006年6月号、4-5頁。
- 54) 清野、前掲論文、38-39頁。
- 55) 長崎県「平成28年度 長崎県海ごみ交流事業の開催状況について」。
- 56) 小島徳重、生駒信康、三原伊文「国境離島・対馬の漂着ゴミと環境学習からの啓発活動等について」(『日本マリンエンジニアリング学会誌』第52巻第5号、2017年) 37頁。
- 57) 渋谷による「協生」概念を「時間的秩序関係(時空)」という視点から解釈した森川の議論に依拠した。森川、前掲書、特に105-135頁。
- 58) 例えば、新井直樹「日韓海峡圏におけるクルーズ観光と中国人旅行者の観光動向」(日韓海峡圏研究機関協議会編『海峡圏研究』第11号、2011年)、津守貴之「日韓海峡圏における地域連携の可能性——コンテナ物流活動を中心に」(『北東アジア経済研究(岡山大学大学院文化科学研究科)』第2号、2005年) 9-23頁、鄭應周「日韓海峡経済圏(1)(2)——東北アジアにおける国際地域形成」(『経済論叢(京都大学)』第162巻第3号、1998年、第163巻第2号、1999年) 85-106頁、32-54頁など。
- 59) アイデンティティの多元性と他文化への寛容性を高めるには、「多元的文化曝露体験(multiple cultural exposure)」、すなわち質的に異なった文化的文脈に自らを曝す体験学習が有効という議論があるという。小林、前掲論文、8頁。原出所は、Ying-yi Hong, Michael W. Morris, Chi-yue Chiu, and Veronica Benet-Martinez, “Multicultural Minds: A Dynamic Constructivist Approach to Culture and Cognition,” *American Psychologist*, Vol. 55, No. 7, 2000, pp. 709-720.